

- ・学校及び顧問は、指導において必要な時には、外部人材等に対して適切な指示を行う。
- ・**部活動指導員の役割**：部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。また、技術指導だけでなく、単独での練習指導や大会引率、関連業務も行うことができる。学校は、部活動指導員に対して必要な研修を実施する。

第5章 学校部活動の運営の在り方

1 学校全体での学校部活動マネジメントの確立

- ・校長のリーダーシップのもと、部活動数や顧問配置を学校組織全体で検討する。
- ・校長は部活動の活動内容を把握し、教員や生徒にとって適切な運営が行われているかを確認し、適宜、指導・是正を行う。

2 顧問の指導体制

複数顧問制を基本とし、一人の教員への過度な負担を避けるとともに、管理職や他の教員が適切な指導や助言が行える体制を整えること。また、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の連携等により、適正な勤務時間管理を行う。

3 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

生徒や教員の負担を考慮し、大会等を精選して参加するとともに、顧問の大会への関わり方についても運営体制を整える。

4 家庭及び地域等との連携

- ・保護者に対し活動方針等を丁寧に説明し、日頃から情報共有等を行うことで、理解と協力を得て、家庭との連携強化を図る。
- ・地域クラブとの活動状況の共有や、地域の多様な活動の生徒への周知を行うことで、地域社会・地域クラブとの連携を図り、地域全体で生徒の活動を支える。

第6章 地域クラブ活動の運営の在り方

1 地域クラブ活動マネジメントの確立

- ・公正な会計処理と情報開示を行う。活動に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・万が一の事故に備え、参加者全員がスポーツ安全保険等に参加する（個人賠償責任保険を含むものが望ましい）。
- ・体罰・ハラスメント防止等の研修を実施、または参加を促し、指導者の資質向上を図る。
- ・危機管理マニュアルを作成し、活動中の事故等に対して適切に対応する。

2 学校との連携等

学校部活動の教育的意義を継承・発展させるとともに、活動方針や生徒の状況について情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長に努める。

京田辺市学校部活動及び地域クラブ活動指針

活動のためのガイドライン【概要版】

京田辺市教育委員会
京田辺市立小中学校校長会
京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会

はじめに

生徒の持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会の確保や地域の社会教育活動の活性化を目指し、学校及び新たな地域クラブの運営団体・実施主体に対して、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すものとして、本ガイドラインを策定する。**令和8年度中**を目途に、休日の学校部活動を地域クラブ活動へ円滑に移行することを目指す。以降、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組む、「地域クラブ活動」体制へと段階的に移行・展開させる。

＜ガイドラインでの学校部活動と地域クラブ活動の定義＞

	学校部活動	地域クラブ活動
位置づけ	学習指導要領における学校の教育課程外の活動	社会教育法における社会教育の一環としての活動
運営主体	学校（校長の管理監督下）	地域の運営団体・実施主体（NPO 法人、スポーツ協会、民間事業者など）
責任の範囲	学校の責任の範囲内	学校の責任の範囲外

第1章 活動方針・活動計画の作成及び公表

1 活動方針・活動計画の作成

- ・年間・月間の活動計画（活動日、休養日、大会日程等）を作成し、生徒・保護者に周知する。【共通】
- ・事故等の対応を含む管理責任の主体を明確化し、共通理解を図る。

【地域クラブ】

2 生徒のニーズを踏まえた活動

- ・競技志向だけでなく、様々な生徒が親しめる多様な機会を設ける。【共通】
- ・生徒の自主性を尊重し、強制加入はさせない。【学校】
- ・地域の活動も生徒に紹介し、自分に合った活動を選択できるよう支援する。

【学校】

3 公表

- ・活動方針や計画、活動実績をホームページ等で公表する。【学校】
- ・年間の活動計画や毎月の活動計画等を作成し、公表に努める。【地域クラブ】

第2章 練習時間・休養日の設定

練習時間・休養日は、生徒の心身の状態を的確に設定することが重要であり、種目特性や連取内容、大会や発表会などの予定を考慮する必要がある。

1 練習時間

- ・平 日：長くとも2時間 程度（朝練習を含む）
 - ・土日祝：長くとも3時間 程度
 - ・長期休業中：土日祝に準ずる
- ※上記は準備・片付け、休憩、ミーティングの時間を含まない。

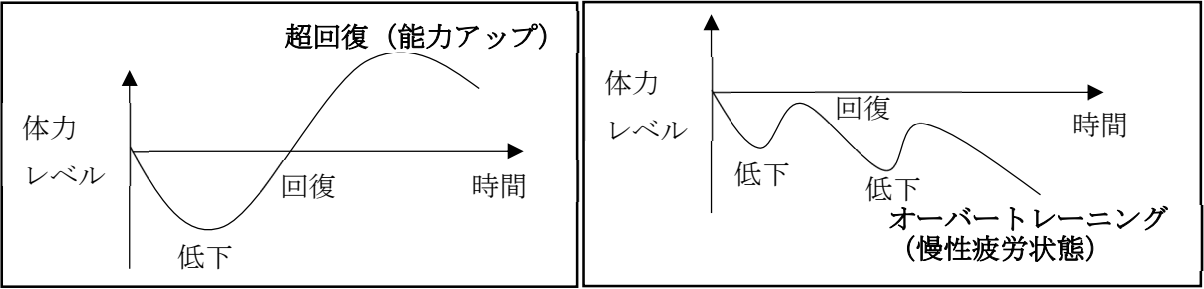
2 休養日

活動主体	休養日のルール
学校部活動	週2日以上 の休養日を設定する。 （毎週水曜日 + 土日のどちらかを含む）
地域クラブ活動	週2日以上 の休養日を設定する。 （土日のどちらかを含む）

- ・大会等で土日に活動した場合、休養日は他の曜日に振り替えること。
- ・長期休業中も、学期中に準じた休養日と、まとまった休養期間を設けること。

（参考）休養が成長を促す！～医・科学的な視点から～

- ・超回復：休養を適切に取り、完全に疲労等が回復すると、能力はただ元に戻るだけでなく、前の状態よりも高いレベルに回復する性質がある。
- ・オーバートレーニング：疲労が完全に回復しないまま継続すると、慢性疲労状態に陥り、能力が低下する。



- ・フィットネス－疲労理論：トレーニングによってフィットネス（トレーニング効果）と疲労が同時に高まり、減少していく時間経過の中で、フィットネスが疲労を上回った時により高いパフォーマンスが発揮できるようになる。

第3章 指導の在り方

1 適切な指導

（1）適切な指導

- ・発達個人差や、女性特有の健康問題等について正しい知識を持ち、多様性に配慮した指導を心がける。
- ・勝つことだけを重視し、過重な練習を強いることはやめる。

（2）指導上の留意点

- ・一方的な指導ではなく、生徒と対話し、共に目標を設定して、生徒の主体性を尊重する。
- ・科学的根拠に基づく指導を行うとともに、常に新しい知識を学び、指導に生かす。

2 体罰（暴力）・ハラスメント行為の防止

体罰・ハラスメントは生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも決して許されない。指導者は、生徒との信頼関係を築き、常に自らの言動を振り返ることが重要である。

- ・体罰：殴る・蹴るはもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。人格を否定するような言動も許されない。
- ・セクシュアル・ハラスメント：直接的な性的言動はもちろんのこと、指導者と生徒の人間関係の中で、親しさからの発言や身体的接触等が生徒を不快にさせる場合があることを指導者は常に意識し、ハラスメントとならないようにする。
- ・パワー・ハラスメント：言葉や態度による脅し、威圧的な言動、嫌がらせは絶対にあってはならない。

3 安全管理と事故防止

- ・生徒の状態把握に努め、無理のない活動を計画する。危機管理マニュアルを整備・共有し、活動場所の安全を確保するなど、安全管理体制の確立に努める。
- ・施設・設備・用具等を定期的に点検する。
- ・熱中症対策：暑さ指数(WBGT)を必ず確認する（WBGT31 以上は原則運動中止）。また、水分・塩分補給、休憩を徹底する。
- ・落雷、突風等の急な気象変化に注意し、常に情報を収集して、事故防止に努める。

第4章 学校部活動の外部人材等の活用に関する留意事項

- ・学校の設置者及び学校は、学校の実態に応じ、外部人材等を適切に配置すること。
- ・学校及び顧問と外部人材等は相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。
- ・外部人材等は、学校の目標や方針を踏まえた適切な指導を行う。